

# 契約書

\_\_\_\_\_ (以下「クライアント」という)と\_\_\_\_\_ (以下「コーチ」という)はコーチングに関する契約を次のとおり締約する。

## (コーチングとは)

第1条 コーチングとは、クライアントが目標を達成するためのプロセスである。

## (クライアントとは)

第2条 クライアントとは、コーチと明確な同意と目的を持ってコーチングを受けるもので、コーチングの成果と行動の結果に対し自らに責任があることを理解し同意するものである。

## (コーチとは)

第3条 コーチとは、自らの専門的業務の及ぼす結果について責任を持ち、訓練と経験によって的確に認められた技能によってクライアントにコーチングを行うことのできるものである。コーチはクライアントの行動の結果に対し、金銭的な賠償責任を負わない。

## (目標設定)

第4条 クライアントとコーチは、コーチングを開始する前に明確な目標を設定する。そのための時間(オリエンテーション)をコーチング開始前に設ける。明確な目標とは、クライアントの業績に関するもの、気づきに関するもの、健康に関するもの等がある。これらを明確にするために、必要に応じてアセスメントを実施する。

## (秘密厳守)

第5条 コーチは、コーチング中に知り得た事項に関しては、クライアントの許可なしに他に漏らしてはならない。事例や研究の公表に際して特定法人や個人の資料を用いる場合であっても、クライアントの秘密を保護する責任を持つ。また、クライアントは、コーチング中に知り得たコーチの専門家としてのノウハウや情報をコーチの許可なしに他に使用してはならない。これらのことは、契約期間中はもちろん、契約終了後にも守られる。

## (コーチング料金及び支払い)

第6条 コーチングの料金はクライアント・コーチが同意の上で、コーチング開始前に決定する。クライアントは、コーチングの料金をコーチング開始前にコーチに支払う。また、料金を変更する場合も両者が同意の上で行う。

## (その他費用)

第7条 電話料金その他コーチングに必要と認められる費用は、クライアントが負担する。

(契約期間)

第8条 契約期間は、契約締結日から\_\_\_\_\_ヶ月間とする。この契約期間満了に際して、2週間前までに書面にてクライアント・コーチいずれからも別段の申し出がない場合、引き続き\_\_\_\_\_ヶ月間更新され、以後も同様とする。

(契約の解除・中途解約)

第9条 クライアント・コーチいずれか一方が本契約の条項に違反した場合、当事者は何らの催告をせず、本契約を直ちに解除できる。また、被害を被った場合は、賠償を請求できるものとする。

2. クライアントが、正当な理由なしに本契約を解約したとき、若しくはクライアントの責任により本件業務の処理を不能にしたときでも、コーチはクライアントに第6条の報酬を請求することができる。

(コーチングのやり方とサポートサービス)

第10条 別紙の同意書に記載する。

(協議事項)

第11条 本契約について定めなき事項、その他契約内容に疑義が生じたときは、クライアント・コーチ協議の上誠意をもって解決するものとする。

(紛争解決)

第12条 本契約について紛争が生じた場合、コーチの居住地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の通り契約を締結した証として、この契約書を2通作成し、クライアント・コーチそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

尚、メールやその他のメッセージツールなどオンラインで契約を交わす場合、クライアント・コーチそれぞれが本契約書に合意したことがわかる、やり取りに関する情報を保存しておくことで記名・押印を割愛できるものとする。

年 月 日

【署名】

クライアント

コーチ